広報つるぎ 7

2026
No.256

今月の表紙

5月15日、貞光中学校で行われた貞中祭（体育の部）の綱引きの様子。
裏表紙に貞光中学校と半田中学校で行われた体育祭の様子を掲載しています。

県警察職員採用試験のお知らせ

問・申 県警察本部警務部警務課人事係 ☎ 088・621・2953

徳島県では、令和9年4月採用の警察官を募集しており、次の試験を実施します。皆さんの応募をお待ちしています。詳しくは、徳島県警察本部警務部警務課人事係までお問合せください。

採用試験内容

試　験　名	受験資格（年齢は令和9年4月1日現在）	受付期間	第1次試験日
警察官A（キャリアアピール）※	36歳までの方で、四年制大学などを卒業または卒業見込みの方	7月1日(水)～8月10日(月)	9月20日(日)
警察官B（男性・女性）	18歳～36歳までの方（四年制大学などを卒業または卒業見込みの方を除く）	同上	同上
警察事務	18歳～21歳までの方（四年制大学などを卒業または卒業見込みの方を除く）	同上	9月27日(日)

※キャリアアピール試験とは　あなたの語学力・海外や国内民間企業での経験・ボランティア・スポーツ大会における各種実績といったキャリアを活かし、警察官として活躍していただける方を募集する試験です。

海上保安庁職員採用試験のお知らせ

問・申 徳島海上保安部管理課 ☎ 0885・33・2246

海上保安庁では、職員を募集しており、次の採用試験を実施します。試験の申込みなどの詳細は、海上保安官採用サイト（右の二次元コード、または 採用 海上保安庁 で検索）をご覧ください。皆さんの応募をお待ちしています。

◀海上保安官採用サイト

採用試験内容

試　験　名	受付期間	第1次試験日
海上保安学校学生採用試験※1（高等学校卒業程度）	7月10日(金)～7月23日(木)受信有効	9月27日(日)
海上保安大学校学生採用試験※2（高等学校卒業程度）	8月20日(木)～9月7日(月)受信有効	10月24日(土)および10月25日(日)

※1一般海上保安官として海上保安業務に従事します。（一般職）
※2幹部海上保安官として海上保安業務に従事します。（幹部職）

刑務官採用試験のお知らせ

問・申 徳島刑務所庶務課人事係 ☎ 088・644・0111（平日 8:30~17:00）

刑務官は、国民生活の基盤である治安を支え、罪を犯した者を更生へと導くことで再犯を防止し、より安心・安全な社会を築くという使命を果たす国家公務員です。現在、全国の刑事施設（刑務所、少年刑務所、および拘置所）において、約17,500名の刑務官が勤務に励んでいます。

法務省では、令和8年度刑務官採用試験（高卒程度試験）を次のとおり実施します。詳細は、法務省公式ウェブサイト（右の二次元コードか、法務省矯正職員採用サイト で検索）をご覧ください。

◀法務省公式ウェブサイト

試験区分（高卒程度試験）	受験資格	受付期間	試験日（第1次）
刑務A および 刑務A（武道）	平成9年4月2日～平成21年4月1日生まれの男性	7月10日(金) 9:00～7月23日(木)（受信有効）	9月20日(日)
刑務B および 刑務B（武道）	平成9年4月2日～平成21年4月1日生まれの女性		
刑務A（社会人）	昭和61年4月2日～平成9年4月1日生まれの男性		
刑務B（社会人）	昭和61年4月2日～平成9年4月1日生まれの女性		

つるぎ町職員採用試験のお知らせ

問・申 町役場総務課 ☎ 62・3111

令和8年度つるぎ町職員採用試験を次により実施します。

詳しくはつるぎ町ウェブサイト（右の二次元コードか、つるぎ町職員採用試験（一般事務） で検索）をご覧ください。

▲つるぎ町ウェブサイト（職員採用）

受付期間　7月8日(水)～8月5日(水)　※土・日・祝日については、受付できません。

○試験案内、申込書は、6月25日(木)から配付を開始します。
○郵便による申込みは、8月5日(水)必着とします。
○受付期間経過後の申込みは、一切受け付けしませんので十分注意してください。

試験区分	採用人数	受験資格	第1次試験日時および試験会場
一般事務（高等学校卒業程度）	若干名	平成8年4月2日～平成21年4月1日までに生まれた方	**日時**　9月20日(日) 9:30～（開場時間 8:30） **会場**　農業構造改善センター（貞光字東浦1番地3） ※第2次試験の日時などは第1次試験合格者に通知します。

町立半田病院職員採用試験のお知らせ

問・申 町立半田病院 総務課 ☎ 64・3150

半田病院職員採用試験（令和9年度採用分第2回）を次により実施します。応募方法など、詳細については、半田病院ウェブサイト（右の二次元コード、または つるぎ町立半田病院 で検索）にてご確認ください。

▲半田病院ウェブサイト

受付期間　6月1日(月)～7月31日(金)
試験会場　半田病院本館3階 大会議室（半田中藪234番地1）

■一般事務（システムエンジニア）

試験区分	採用者数	受　験　資　格	職務内容
一般事務（システムエンジニア）	1名	昭和61年4月以降に生まれた方で情報システム関連分野の学科卒、または同等の知識・実務経験を有する方	○基幹システムの運用管理 ○ハードウエア機器保守、管理 ○セキュリティに関する業務 ○電子カルテ、部門システムなど、システムベンダーとの調整 ○システムに関する問合せおよび障害対応など

■医療職

試験日時　8月29日(土)　13:30～

試験区分	採用者数	受　験　資　格	職務内容
助産師 看護師	5名	昭和61年4月以降に生まれた方で助産師または看護師の免許を有する方、あるいは、令和9年3月31日までに当該免許を取得する見込みの方	半田病院において、助産師・看護師の業務に従事
薬剤師	1名		半田病院において、薬剤師の業務に従事

中山間地域等直接支払制度活動を紹介します

問 町役場産業経済課 ☎62・3114

令和7年度集落協定別交付面積・交付額一覧

地区	集落名	交付面積(㎡)	交付金額(円)
半田	中藪	10,449	66,873
	小野・松生	24,336	258,696
	天皇	23,215	249,721
	田井	50,066	435,250
	西久保	102,561	727,951
	東久保	78,335	924,256
	蔭名	37,606	309,138
	平良石	187,493	1,627,373
	下竹	46,103	320,268
	日開野	53,303	302,425
	下喜来	19,562	131,202
	佐古戸	37,425	256,266
	長野	29,630	448,428
	紙屋	49,635	380,622
	小谷	59,111	471,494
	葛城	44,113	321,320
	上喜来	72,454	583,120
	上運	25,298	129,592
	下尾尻	42,272	319,282
	猿飼	15,046	137,641
	半田地区合計	1,008,013	8,400,918
貞光	引地	18,351	147,279
	大泉	20,794	227,847
	白村	72,512	614,721
	浦山	96,195	1,291,638
	僧地	99,560	909,296
	柴内	62,839	530,271
	捨子・中山	66,797	599,366
	長木・広谷	53,139	488,878
	平野・胡麻平	51,598	473,498
	家賀道上	106,282	814,920
	家賀道下	63,546	584,623
	川見・三木枋	67,380	614,052
	皆瀬	31,924	251,684
	長瀬	84,708	773,866
	吉良	89,137	733,832
	横野	29,196	218,203
	木屋	24,306	171,589
	宮平・日浦	48,947	419,438
	猿飼	38,226	545,549
	大坊	34,021	297,089
	貞光地区合計	1,159,458	10,707,639
一宇	一宇	10,956	100,795
	大宗	31,610	286,286
	切越・太刀之本	24,890	227,298
	久藪	52,440	683,218
	大野	44,459	408,235
	伊良原	35,755	320,516
	蔭	21,906	201,535
	剪宇	39,910	563,594
	川又・実平	14,195	126,658
	広沢	22,680	203,464
	明谷	20,417	187,708
	一宇地区合計	319,218	3,309,307
つるぎ町総合計		2,486,689	22,417,864

よりよい集落づくりを目指して

中山間地域では、高齢化が進むなかで自然的条件などの不利性から、担い手の減少や耕作放棄地の増加などの問題が生じ、農業・農村の持つ多面的機能の低下が見られます。そこで町内の各集落では、中山間地域等直接支払制度という支援制度を活用し、地域の特色を生かした様々な共同取組活動が実施されています。本制度の一層の普及と積極的な活動推進のため、それぞれの集落での活動事例をここで紹介します。この制度を活用し、よりよい集落づくりに役立てていきましょう。

中山間地域等直接支払制度とは

平野部に比べ耕作条件が不利な中山間地域(平野の外縁部から山間地)の農地を耕作し、保全することに対しての交付金が支給される制度です。

- ●農業生産活動
  農地荒廃を防ぎ、耕作を続けること
- ●水路、農道などの管理
  泥上げ、清掃を行うこと
- ●多面的な機能を推進する活動(どれか1つ以上)
  - ○農地と一体となった周辺林地の管理
  - ○集落の周辺環境の整備
  - ○体験農園の実施
  - ○景観作物植付けなど

集落協定

交付金を受けるには、本町との間で「集落協定」と呼ばれる契約が必要です。集落協定の中には、必ず守ってもらわなければならない3つの要件が記載されています。

◀道路周辺の整備◀

三好市医師会准看護学院入学試験のお知らせ

問・申 三好市医師会准看護学院 ☎0883・72・0586

三好市医師会准看護学院では、学生を募集しており、次の入学試験を実施します。試験の申込みなどの詳細は、三好市医師会准看護学院ウェブサイト(右の二次元コード、または三好市医師会准看護学院で検索)をご覧ください。皆さんの応募をお待ちしています。

▲三好市医師会准看護学院ウェブサイト

募集人員 20名(推薦入試・一般入試入学者を含む)
※男女は問わない

出願条件

高校推薦入試
- ○徳島県内の高等学校を令和9年3月卒業見込みの方
- ○心身ともに健康で将来准看護師として適性があると、学校長が推薦した方

施設推薦入試
- ○中学校卒業の方、若しくはこれと同等以上の学力を有すると認める方
- ○徳島県内の医療・福祉・介護等施設に勤務している方
- ○心身ともに健康で将来准看護師として適性があると、施設長などが推薦した方

一般入試
- ○中学校卒業の方(令和9年3月卒業見込みの方を含む)若しくはこれと同等以上の学力を有すると認める方
- ○心身ともに健康で将来准看護師として適性がある方

受付期間

(A日程) 7月29日(水)まで
(B日程) 8月10日(月)~9月23日(水)
(C日程) 10月5日(月)~11月25日(水)
(D日程) 12月7日(月)~令和9年1月27日(水)
(E日程) 令和9年2月15日(月)~令和9年3月3日(水)

農地中間管理機構を活用してみませんか

～未来の農業経営のため、安心して農地の貸借ができるシステムです！～

問 県農地中間管理機構(〔公財〕徳島県農業開発公社) ☎088・624・7247／町役場産業経済課 ☎62・3114

農地中間管理機構とは、農地を「貸したい方」と「借りたい方」の仲介をするための公的機構です。本町と連携しながら、農地の有効活用を進めていきます。農地中間管理事業とは、機構が経営規模を縮小する農家などから農地を借り入れ、経営規模の拡大を希望する地域の担い手となる農業者に貸付ける制度です。農地の集積・集約化を図ることで農地利用の効率化および高度化を促進し、農業の生産性を上げることを目的としています。この制度を利用することにより、地域の農業を担う農業者が、まとまりのある農地を借りられ、安定した農業経営が図られることとなります。

※なお、令和7年4月から、これまでの利用権設定(農用地利用集積計画による「地権者・耕作者の相対による農地の貸し借り」)は終了し、農地中間管理機構を通じた三者による貸し借り(農用地利用集積等促進計画)に一本化されています。詳しくは産業経済課までお問合せください。

▲県農業開発公社ウェブサイト

農地を貸したい場合

農地の貸付けを希望される方は、産業経済課にご相談ください。

◆農地中間管理機構が借り入れる農地の条件は、次のとおりです。
- ○農業振興地域内にある農地であること
- ○相続済みの農地であること
- ○原則10年以上の貸付けとなること
- ○著しく利用困難でないこと
- ○借り受けの可能性が著しく低い地域の農地でないこと

農地を借りたい場合

農地の借り受け希望者は申請が必要です。

徳島県農業開発公社のウェブサイト(上の二次元コード、または徳島県農業開発公社で検索)に掲載している農用地借受け申出書を作成の上、徳島県農地中間管理機構に申請してください。

申請の際は産業経済課へご相談ください。

地域おこし協力隊員を紹介します

問 町役場産業経済課 ☎ 62・3114

6月1日、地域おこし協力隊員が着任しました。隊員の任期は、令和8年6月から令和9年3月（最長で3年間まで延長可）までとなっています。

◆隊　員

氏名　森　颯太（もり　そうた）
年齢　22歳
出身　香川県さぬき市
好きなもの　犬、バスケットボール、料理など

◆活動のテーマ

世界農業遺産「にし阿波の傾斜地農耕システム」の保全・発展

◆活動内容

・傾斜地農耕システムに関する情報発信
・映像やSNSを活用した地域の魅力発信
・DAO（自律分散型組織）を活用した関係人口づくり
・地域の行事や活動への参加など

◆抱負

今年の3月に大学を卒業いたしました、新卒1年目です。大学在学中は、SNS動画の企画、撮影、編集を中心に地域の魅力を伝える映像制作に取り組んできました。

つるぎ町のすばらしい魅力をこれからも守り、育てていくために、映像やSNSなどのデジタルツールを活用して情報発信に励んでまいります。

地域の皆さまとの関わりを大切にしながら、つるぎ町の文化や暮らしなどを広く地域外へと伝えていけるよう、一つ一つの活動に丁寧に取り組んでいきます。町内で見かけた際には、ぜひお気軽にお声がけください。

どうぞよろしくお願いいたします。

◀森颯太さん

にし阿波体験プログラムイベント「あわこい～にし阿波で濃い時間～」実施者説明会について

問・申 あわこい事務局（「一般社団法人そらの郷」内） ☎ 0883・87・8988

今年度も、にし阿波でステキな濃い時間を体感していただく、プログラムイベント「あわこい」を、12月19日㈯～令和9年3月7日㈰までの期間で開催を予定しています。

「あわこい」とは、にし阿波の自然、歴史、文化、食など、様々な地域資源を活かし、にし阿波の皆さんが企画実行する体験プログラムのことです。にし阿波の魅力の再発見やプログラム実施者同士の連携強化を図り、地域住民同士の交流や地域の活性化につなげることを目的にしています。

今年度も、プログラムを実施予定または実施検討中の方々向けに「実施者説明会」を行いますのでぜひご参加ください。

日時・場所

第1回 7月23日㈭ 13:30~15:30　ミライケ 1階　活動室大（三好市池田町マチ2183）
第2回 7月30日㈭ 13:30~15:30　ミライズ 1階　会議のハコ（美馬市脇町大字猪尻西分116-1）

※各回とも同じ内容です。居住地域以外の説明会にご参加いただいてもかまいません。

申込方法

それぞれの開催日の3日前までに、右の二次元コードまたは電話でお申込みください。

※申込時に氏名、住所、電話番号、希望参加日、説明会参加人数をお伝えください。

プログラム例

○にし阿波の食材を使用した食関係のプログラム
○にし阿波の植物や特産品を使用したものづくり
○にし阿波の自然や文化の体験プログラム　など

▲あわこい実施者説明会参加申込フォーム

つるぎ町定住促進住宅用地 分譲のお知らせ

問・申 町役場企画政策課 ☎ 62・3111

貞光地区の1区画を定住促進住宅用地として分譲しています。

申込み条件　（次の要件をすべて満たすこと）

① 当該年度の4月1日現在、年齢が満65歳未満の方
② 住宅用地売買契約締結後3年以内に本人名義の住宅建築に着手し、5年以内に竣工（しゅんこう）すること
③ 住宅完成後、つるぎ町の住民票に記載されること

物件など

区画番号	土地の所在	地目	地積 ㎡	地積 坪	単価 円／㎡	単価 円／坪	分譲価格（円）
1	貞光字馬出85-6	宅地	255.61	約 77	21,200	約 70,000	5,418,000

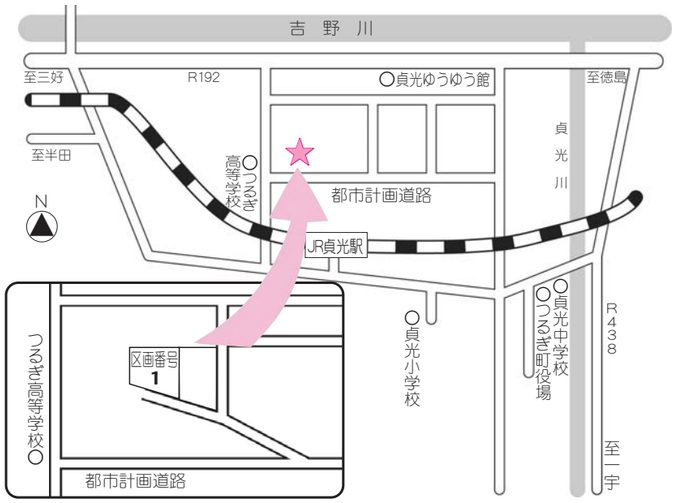

■都市計画区域（白地地域）
■建ぺい率 70%
■容積率 200%
■上水道加入金（60,400円・13口径）
■公共下水道受益者負担金（150,000円）
■各種登記手数料が別途必要

各施設までの距離

○貞光小学校まで	0.7 km
○貞光中学校まで	0.8 km
○つるぎ町役場まで	0.8 km
○病院まで	0.6 km
○JR貞光駅まで	0.5 km
○コンビニまで	0.8 km

障がい児・障がい者が受けられる手当があります

問・申 県西部福祉事務所（三好） ☎ 0883・76・0412／町役場福祉課 ☎ 62・3116

手当の支給には、申請が必要です。診断書などの申請書類は福祉課にあります。
なお、申請していただいても、障がいの程度によっては手当が支給されない場合もありますのでご了承ください。

	特別障害者手当	障害児福祉手当	特別児童扶養手当	
支給要件	精神、知的または身体に著しく重度の障がいがあるため、日常生活で常時特別の介護が必要となる在宅の20歳以上の方	精神、知的または身体に著しく重度の障がいがあるため、日常生活で常時特別の介護が必要となる在宅の20歳未満の方	精神、知的または身体に障がいがある20歳未満の児童を家庭で看護、養育している父母など	
支給月額	30,450円	16,560円	1級	58,450円
			2級	38,930円
手当を受けることができない方	病院に3カ月を超えて入院している方	障がいを事由とする公的年金を受給している方		
	施設に入所している方			
	受給者、その配偶者、または扶養義務者の前年の所得が一定額以上ある方			

※手当額は物価変動などの要因により改定される場合があります。

令和8年度　国民健康保険税率等改定のお知らせ

問 町役場税務課　☎ 62・3113

国民健康保険（国保）は、皆さまに納めていただいた国保税や国・県からの交付金を財源に、病気やけがの医療費を支え合う相互扶助の制度です。これまで町では、税率を据え置いて前年度繰越金などでやり繰りしてきましたが、高齢化や医療の高度化による医療費、加入者の減少による国保税の減収のため、このままでは事業の運営が困難な状況です。そのため、徳島県が示す標準保険料率を参考に、令和8年度から表1のとおり税率などを引き上げることとしました。皆さまにご負担をお願いすることになりますが、将来にわたり確実な保険給付事業を続けていくため、ご理解とご協力をお願いいたします。

※納税通知書は、7月中旬に世帯主（納税義務者）宛てに発送します。

「子ども・子育て支援金制度」が始まります

この制度は、子どもや子育て世代を、社会全体（全世代・全経済主体）で支え合う新しい仕組みです。

子育て施策を拡充する財源とするため、新たに「子ども・子育て支援金」が徴収されることとなり、国民健康保険税に新しい区分として「子ども・子育て支援金分」が加わります（税率などは表1をご参照ください）。

この制度は、令和8年度から令和10年度にかけて段階的に導入され、以降も継続して実施されます。

集められた支援金は、児童手当の拡充や妊婦のための支援給付など、地域の子育て支援の取り組みに全額充てられます。

表1　国民健康保険税の税率について

区分		医療保険分（加入者全員）		後期高齢者支援金分（加入者全員）		介護納付金分（40～64歳の加入者）		子ども・子育て支援金分（令和8年度新設）	
		改定前 令和7年度	改定後 令和8年度	改定前 令和7年度	改定後 令和8年度	改定前 令和7年度	改定後 令和8年度	改定前 令和7年度	改定後 令和8年度
所得割	課税対象額×税率	9.00%	9.00%	2.50%	2.50%	2.50%	2.50%	—	0.30%
均等割	加入者1人あたり	26,000円	30,000円	9,000円	13,000円	9,000円	11,000円	—	1,200円
平等割	1世帯あたり	22,000円	22,000円	6,000円	7,000円	6,000円	6,000円	—	800円
18歳以上均等割		—	—	—	—	—	—	—	35円
賦課限度額		660,000円	670,000円	260,000円	260,000円	170,000円	170,000円	—	30,000円

※「課税対象額」とは、加入者の前年中の総所得金額などから基礎控除の430,000円を控除した額のことです。

※「18歳以上均等割」とは、子ども・子育て支援金分において18歳未満被保険者の均等割額を全額軽減する代わりに、その減額分を18歳以上被保険者で負担する仕組みのことです。

※「資産割」を令和6年度から廃止し、「所得割」「均等割」「平等割」の3方式へ移行しました。

軽減判定所得基準額の引き上げについて

国民健康保険では、所得の低い世帯の税負担を減らすため、世帯主と世帯員の合計所得（軽減判定所得）が一定の基準以下の場合、国保税の「均等割額」と「平等割額」を軽減（7割・5割・2割軽減）しています。

このたび税制改正が行われ、令和8年度から5割軽減と2割軽減の対象となる基準額がそれぞれ引き上げられ、軽減の対象となる世帯が拡大することになりました。引き上げ後の基準額は表2のとおりです。

軽減には所得の申告が必要です

この軽減制度を利用するために申請は必要ありません。基準に該当する世帯は、税額の計算時に自動的に軽減されます。ただし、軽減が適用されるのは、世帯主（国保に加入していない世帯主を含む）と加入者全員が所得の申告を済ませている世帯に限られます。所得の申告がお済みでない方は、必ず申告をお願いします。

（次のページへ続く）

表2　軽減判定所得基準額

軽減基準額	改正前（令和7年度）	改正後（令和8年度）
5割軽減基準額	43万円+(30.5万円×被保険者および特定同一世帯所属者数)+10万円×(給与所得者等の数－1)	43万円+(**31万円**×被保険者および特定同一世帯所属者数)+10万円×(給与所得者等の数－1)
2割軽減基準額	43万円+(56万円×被保険者および特定同一世帯所属者数)+10万円×(給与所得者等の数－1)	43万円+(**57万円**×被保険者および特定同一世帯所属者数)+10万円×(給与所得者等の数－1)

※「給与所得者等」とは、一定の給与所得者と公的年金などの支給を受ける方

※「特定同一世帯所属者」とは、国民健康保険から後期高齢者医療制度へ移行された方で、後期高齢者医療の被保険者となった後も継続して同一の世帯に属する方

つるぎ町国民健康保険の更新などについて

問 町役場長寿介護課　☎ 62・3113

今年度より、つるぎ町国民健康保険の更新が8月になりました。マイナンバーカードと健康保険の利用登録状況に応じて、「資格情報のお知らせ」または「資格確認書」を交付します。

「資格情報のお知らせ」を交付する方

○マイナ保険証利用登録（マイナ保険証）がある方

※70歳以上の方は負担割合も記載されます。

※資格情報のお知らせをお持ちの70歳未満の方は原則有効。期限がありませんので、新しく届かない場合があります。

この部分を切り取ってお使いください。
※この通知のみでは医療機関の受診はできません。

「資格確認書」を交付する方

○マイナンバーカードをお持ちでない方

○マイナ保険証利用登録（マイナ保険証）がない方

※70歳以上の方は負担割合も記載されます。

○他の健康保険に加入された方、その他変更のある方は自動では切り替わりませんので、必ず届け出てください。

○有効期限が切れた被保険者証は8月1日㈯以降、適切に処分してください。

○その他、ご不明な点などございましたら長寿介護課にお問合せください。

国民健康保険限度額適用認定証または限度額適用・標準負担額減額認定証の更新について

現在お持ちの限度額認定証の有効期限は7月末日です。引き続き必要な方は更新手続きにお越しください。

更新場所　長寿介護課、一宇住民窓口センター

持参物

○現在お持ちの限度額認定証、国民健康保険資格確認書、マイナンバーカード、通知カード（世帯主と対象者分）

○窓口に来られる方の本人確認書類（運転免許証など）

※マイナ保険証があれば限度額適用認定証の申請は不要です

マイナ保険証の方で、長期入院の申請をされる方は（70歳未満の非課税世帯および70歳以上で低所得者Ⅱの方のうち、入院が90日を超える場合は申請により食事代が減額されます）、窓口での手続きが必要です。

※令和7年中の所得の申告が必要な方で、未申告の方は区分の判定ができませんので必ず申告をおこなってください。

納付状況により更新ができない場合があります

※国保税の滞納がある世帯は発行できません（マイナ保険証でも制限がかかる場合があります）のでご注意ください。

（後期高齢者医療制度）資格確認書交付などのお知らせ

問 県後期高齢者医療広域連合事務局 ☎ 088･677･3666／町役場長寿介護課 ☎ 62･3113

後期高齢者医療制度に加入されている方に「資格確認書」または「資格情報のお知らせ」を交付します。

現在、後期高齢者医療制度に加入されている方には全員に有効期限が「令和8年7月31日」となっている「薄緑色」の「資格確認書」をお渡ししています。年齢やマイナ保険証の利用状況に応じて、「資格確認書」または「資格情報のお知らせ」を7月中に交付します。

令和8年8月1日から令和9年7月31日までの負担割合（1割、2割または3割）は令和7年中の収入や所得に基づき、判定します。

令和8年8月1日以降は古い資格確認書は使用できませんので、受診の際はお間違えのないようご注意ください。

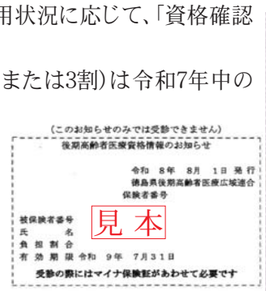

▲『資格情報のお知らせ』の見本

▲資格確認書の見本

『資格確認書』をお届けする方

○85歳以上の方全員

○84歳以下でマイナ保険証を普段からご利用されていない方

『資格情報のお知らせ』をお届けする方

○84歳以下でマイナ保険証を普段からご利用されている方

※マイナ保険証を普段からご利用されている方は、以下の条件をともに満たす方です。

○過去1年間で6回以上マイナ保険証を利用されている方

○概ね直近3カ月以内にマイナ保険証を利用されている方

※マイナ保険証での受診が難しくなった場合は、「資格確認書」の発行について長寿介護課にご相談ください。

重度心身障がい者等医療費受給者証・認定書の更新手続きのお知らせ

問 町役場福祉課 ☎ 62･3116

現在お使いの重度心身障がい者等医療費受給者証・認定書の有効期限は7月31日㈭までです。受給資格をお持ちの方（後期高齢者医療加入者を除く）には、7月上旬に更新案内を送付いたします。

更新手続きの期間　7月6日㈪～17日㈭

新規の方は申請が必要です（要件）

①つるぎ町内に住所を有する方

②医療保険に加入している方

③次のいずれかに該当する方

○身体障害者手帳1級所持者

○身体障害者手帳2級所持者

○療育手帳A判定所持者

○「身体障害者手帳3級または4級所持者」でかつ「療育手帳B1判定所持者」

④前年の所得が、規定されている額を超えない方（本人・配偶者・扶養義務者それぞれについて）

重度心身障がい者等医療費助成制度について

重度心身障がい者の方に対して保険診療による医療費の一部を助成します。ただし、入院時の食事代・差額ベッド代などの保険適用外の料金は自己負担となります。なお、後期高齢者医療に加入されている方には自動更新の上、受給者証を郵送いたしますが、令和7年中の所得申告がお済みでない方や、手帳の更新がされていない方は手続きが必要です。詳しくは、福祉課までお問合せください。

「堤防の刈草」無料で提供します

問 徳島河川国道事務所 吉野川上流出張所 ☎ 62･2396

徳島河川国道事務所では、堤防に異常がないかの点検・確認のため年2回の堤防除草を実施しており、大量の刈草が発生します。この刈草の処分に係る経費削減のため、刈草を梱包して地域の皆さまに無料配布をしております。刈草は農作物の肥料や家畜の飼料に活用出来るので利用希望の方はご自由にお持ち帰りください。

詳細な配布場所など、詳しくは徳島河川国道事務所ウェブサイト（右の二次元コードか、徳島河川国道事務所堤防除草で検索）をご覧いただくか、徳島河川国道事務所にお問合せください。

配布期間　2回（5月中旬頃～8月下旬頃、9月中旬頃～令和9年1月中旬頃※無くなり次第終了）

実施箇所　吉野川、旧吉野川、今切川の区間

注意点等　持ち帰りには注意点があります。詳しくは徳島河川国道事務所ウェブサイトをご確認ください。刈草の予約、取り置きはできません。

▲徳島河川国道事務所ウェブサイト

国民健康保険の被保険者の方へ　入院時の食事代が変わりました

問 町役場長寿介護課 ☎ 62･3113

制度改正により、6月1日㈪から、負担金額が変更となりました。

入院した時の食事代（1食あたり）

所得区分				5月31日まで	6月1日から
住民税課税世帯				510円	550円
住民税非課税世帯	69歳以下	区分オ	過去12カ月の入院日数が90日以下	240円	270円
			過去12カ月の入院日数が90日以上	190円※1	220円※1
	70歳～74歳	低所得Ⅱ	過去12カ月の入院日数が90日以下	240円	270円
			過去12カ月の入院日数が90日以上	190円※1	220円※1
		低所得Ⅰ		110円	130円

療養病床に入院した時の食事代（1食あたり）

療養病床に入院する65～74歳の方は、生活療養にかかる費用のうち、下記の標準負担額については自己負担、残りについては入院時生活療養費として国民健康保険が負担します。

所得区分	5月31日まで	6月1日から
一般・現役並み所得者（住民税課税世帯）	510円（470円）※2	550円（510円）※2
住民税非課税世帯　低所得Ⅱ	240円 ※1	270円 ※1
低所得Ⅰ（医療区分1）	140円	160円
低所得Ⅰ（医療区分2･3）	110円	130円

※1住民税非課税世帯、低所得者Ⅱの所得区分の方で過去12カ月間の入院日数が90日を超えた場合は、長期入院該当認定の申請をしていただくことで、長期入院として1食あたりの負担額がさらに減額されます。

※2保健医療機関の施設基準などにより、（　）内の場合もあります。

（後期高齢者医療制度）入院時の食事代が変わりました

問 県後期高齢者医療広域連合事務局 ☎ 088･677･3666／町役場長寿介護課 ☎ 62･3113

制度改正により、6月1日㈪から、負担金額が変更となりました。

入院した時の食事代（1食あたり）

所得区分			5月31日まで	6月1日から
①	一般・現役並み所得者		510円	550円
②	③④のいずれにも該当しない指定難病患者		300円	330円
③	低所得Ⅱ	90日以内の入院（過去12カ月の入院日数）	240円	270円
		90日を超える入院（過去12カ月の入院日数）※1	190円	220円
④	低所得Ⅰ		110円	130円

※1低所得Ⅱの方で「90日を超える入院」は、事前に認定申請をして長期入院該当の認定を受けていないと適用されません。

療養病床に入院した時の食事代（1食あたり）

所得区分	5月31日まで	6月1日から
一般・現役並み所得者	510円（470円）※2	550円（510円）※2
低所得Ⅱ	240円	270円
低所得Ⅰ	140円	160円
低所得Ⅰ（老齢福祉年金受給者）	110円	130円

※2保険医療機関の施設基準などにより、（　）内の場合もあります。